

# 鑑賞される童について（遺稿）

小山香織

## 第一節 童に彩られる六条院（省略）

## 第二節 鑑賞される童の変遷

——仮名文学作品において——（省略）

## 第三節 鑑賞される童の変遷——史料において——

ここで、史料にあらわれた童たちを年代順に追ってみる。とはいっても、召使童について記される史料は少ない。そこで、やや範囲を広げて、「童」と記録に記されている場合は、それが良家の子女を指している場合も拾ってみることにする。

『古事類苑』索引の「ワラハ」の項を参照すると、「童装束・童女御覧・童相撲・童束帯・童殿上・童名・童舞」などの項目がみえる。このうち、なるべく時代を逆上れるものから見ていく。

童舞は、物語に描かれることも多いが、加藤理氏によれば、童舞の史料の初見は、『続日本後紀』第三、承和元年（八三四）の記事である。これは同時に童殿上の記事の初見でもある<sup>1)</sup>。

八月辛巳。上為太上天皇及皇太后。置酒於冷然院。上自奉玉卮。

一伶官奏楽。令源氏兒童舞于殿上。（『新訂増補国史大系』による）  
加藤氏は、この童は嵯峨源氏一族の弟子であったらしいこと、その童舞を披露することで、嵯峨院が自己の一族の勢力を顯示し、同時に彼らが成人した後の出世をはかったのではないかと説かれる。だとすれば、九世紀半ばのこの時代には、童に舞を舞わせても、その目的は彼らを鑑賞することではなく、政治的なものであったということになる。また、その目的からすると、この舞童は良家の子女に限られることになる。ここで彼らに求められたのは、一門を広げることというところだろうか。

童相撲は、文学作品にはあまりあらわれることがないようだが、臨時の宮廷行事のひとつである。松見正一氏によれば、童相撲の初見は、『日本三代実録』貞観三年（八六二）六月二十八、九日の記事である<sup>2)</sup>。

廿八日辛未、天皇御前殿、観童相撲、（中略）皆如相撲節儀。

廿九日壬申晦、帝御南殿、観童相撲如昨儀。（『新訂増補国史大系』による）

ここで、「皆如相撲節儀」とある、相撲節会について少し確認しておく。「弘仁十二年（八一）正月卅日」との奥書を持ち、右大臣

藤原冬嗣が中心となって編集した『内裏式』中の、「七月七日相撲式」の条には次のようにある。

即立合等各立幕北頭。(差西進也。右同亦相對。)先出占手。(用四尺以下小童。前一日於内裏量長短。或有過四尺者。当日不更令相撲以為負。)奏名者各坐幕南前。奏籌者各二人坐其後。占手勝則奏乱声。(不奏舞。)最手勝則奏乱声及舞。(自斯之後左右互奏舞。)此日相撲人惣廿番。(近衛兵衛合廿(十イ)七人。白丁二人。童一人。)(『群書類從』による)

松見氏は、この一番に相撲をとる占手が童であること、また二番手、三番手をとる相撲人も、実際は成人であるが、「垂髪」「総角」という童の髪形をあらわすことばで呼ばれることに注目され、「(占手は)一種の呪術性を持った存在と考えられ、さらにそれらの相撲人すべてが童に置き換わった童相撲は、カリスマ性の顕示という点で幼帝清和との相乗効果を期待した神事性の濃厚な儀礼と見ることができよう」とされている。ここで「幼帝清和」というのは、童相撲が貞観三年から六年にかけて毎年行われながら、貞観六年元日の清和天皇元服以来、ふつつりと途絶え、醍醐朝まで見られなくなっているからである。なお、童相撲が行われるのは、その後も当帝か皇太子が元服前の期間にほぼ限られるという。

松見氏の説を補強するものとしてここでいささかつけ加えたいのが、『三代実録』『新儀式』(応和三年(九六三)以後まもなく成立と見られる)などでみられる限り、「四尺五寸」という身長が元服の目安となっていたとされる中村義雄氏の指摘である。先の『内裏式』の記事には、占手には身長四尺以下の童が選ばれ、もしも四尺以上であったときはそれをもって負けとするとある。中村氏がいわれるよ

うに、この時代、成人と子どもの区別が身長でなされたとするならば、占手にはまさに、子どもであることが要求されているのである。「子どもであること」。松見氏は、それを、「呪術性」ということばで括られた。

民俗学の見地からは、「七歳までは神のうち」という俗言にあらわれる子どもを観について、柳田国男以来、さまざまな言及がなされてきた。<sup>(4)</sup>このことを論じる際に多く引き合いに出されるのは、日本各地に残る、祭礼において幼児を神に見立てて稚児役に仕立てたり、やはり幼児や子どもを幸福をもたらす神に見立て、正月に各家庭を訪問させたりする習俗である。<sup>(5)</sup>歴史学の分野では、絵巻に描かれた神とともにある子ども、神の化身としての子どもの姿の分析によって、子どもに神性を見る思想が中世期には確立していたことが論じられている。<sup>(6)</sup>この子どもの「神性」を「呪術性」と言い換えてもよいだろう。

こうした子どもに神性を見る子ども観は、乳幼児の死亡率の高さから導き出されたものであろうとされている。<sup>(7)</sup>乳幼児は此岸(現世)と彼岸(神の世)の境界にあるために、ともすれば神の世界に連れ戻される、つまり死に至ると考えられていたらしい。柳田の報告によれば、青森地方では、夭折した子どもの棺に、仏に嫌われて早くまた現世に生まれてくるように、と生臭物を添えるという。幼児の魂は、それだけ彼岸に馴染みやすいものと考えられていたのだ。このように神の世界に属しているゆえに、幼児は神性を帯びるのだという。

平安期に「七歳までは神のうち」の思想が確立していたことを明確に実証する史料はない。けれども、七歳以下の死者には通常の葬

礼を行ってはならない、というしきたりは既に成立していたらしい。『小右記』によると、永祚二年（九九〇）、実資の「女小児」が七月四日から悪い、十一日に必死の祈願も虚しく亡くなった。翌十二日条には、次の記述がある。

召陳秦朝臣間可出児之事、七歳以下更不可嚴重、（中略）以殻〔随有〕、為衣、又納手作褌、又納桶云々。

陳泰とは陰陽師だという。女児の亡骸は袋に包まれ、桶に入れられた。十三日の記述によると「八坂東方平山」に「置」かれたという。

寛弘五年（一〇〇八）九月二十五日から翌日にかけて行成に双子の男子が生まれたが、二十七、八日に相次いで亡くなった。『権記』二十八日条には「今夜子時剋棄児於乙方東河原也」と記される。

幼児に葬礼を行ってはいらない理由はここには記されないが、少なくとも死という神秘的な事柄に関して、子どもが大人とは違った世界に属するという認識が、この時代既に存在していたことは認めてよいだろう。

このほか、『小右記』永祚元年五月二十五日条の「今日童部五十六人出家、剃頭之間」という村上天皇國忌にあたって、兼家が童五十六人を出家させた記事、同年六月二十四日条「皇太后宮（藤原詮子）自夜中許危急惱給云々（中略）又於御前令剃童部頭」という、詮子危篤に際してやはり童の頭を剃った記事、同二年七月十一日条「申尅許少女兒入滅、悲嘆流血、先是立種々大願、兼剃童三人首、令授戒」という、実資女の死に際して童三人の頭を剃った記事からも、やはり当時から子どもに神性、呪術性が見られていたことが伺える。

話を戻せば、少なくともこの時代の童相撲において、童に求められたのは、子どもとしての「呪術性」であったということがいえるだろう。それによって彼らは、幼い天皇、あるいは皇太子に奉仕したのである。<sup>8)</sup>

この、相撲節会唯一の相撲童を指す「占手」の用語が、物合においてみられることがある。『平安朝歌合大成一』「三（仁和四年（八八八）—寛平三年（八九二）秋）内裏菊合」<sup>9)</sup>である。

#### 寛平御時の菊合の歌

左方。占手の菊は、殿上童小立君を女につくりて花に面かくさせて持たせたり。今九本は洲浜をつくりて植ゑたり。その洲浜のさまは思ひやるべし。おもしろきところどころの名をつけつつ菊には短冊にて結びつけたり。

#### 占手 山崎の水無瀬の菊

1 うちつけに水無瀬は匂ひまされるはおり人からか花のつねかも  
2 一本と思ひしものを大沢の池の底にも誰か植ゑけむ  
（中略）

右方。これも殿上童藤原の繁時阿波守弘蔭が息、かくて菊ども生ほすべき洲浜をいと大きにつくりて一つに植ゑたれば、持て出づるに所狭ければ、（中略）合はせはてたればいとおもしろきところ一つなれど、合はするほどは割りていと片はなり。

#### 占手の歌本文にあることどもなり。（下略）

萩谷朴氏は、「構成内容」に、「殊に注目すべきことは、相撲の節会の左右一番に立つ占手が小童の役であるのに等しく、洲浜の一番を占手として殿上童を立てていること」である、と述べられ、また

「史的評価」として、「前述した如く本菊合に「占手」という言葉を用いていることは、それが相撲の最手に対する占手<sup>10</sup>である以上、歌合や物合自体が相撲をその直接起源としているものではないにもせよ、明らかに相撲の技術的用語もしくは行事的要素をとり入れていた事実を物語る証跡として歌合史上頗る大きな意義を有している」とされている。

萩谷氏のいわれるとおり、「占手」が用語として転用されただけではなく、「童」という要素をも伴っていたということは、重く見てよいであろう。当時の人々によって、「占手」と「童」とが分かれがたく結ばれていた証左だと考えられるからである。のちの歌合に童が欠かなくなっていく発端として、歌合あるいは物合そのものが相撲節会に影響を受けていたこと、そのために相撲節会に必ず登場する童が歌合にも呼び込まれるようになった、という可能性を考えてみてもよいと思う。

だからといって、相撲童に求められていたと思しい呪術性が、歌合の場での童にも求められていたとするのは早急に過ぎると思はれる。萩谷氏が「構成内容」で、「競技の焦点は完全に菊の洲浜にあったものと考えられ」と述べておられ、殿上童は洲浜を引き立てたための趣向の一部に過ぎなかつたとも考えられるからだ。しかしそれでも、この菊合において左方の殿上童が「女につくりて花に面かくさせ」られていたというのは興味深い。女装とは、たとえば日本武尊の熊曾討伐などに見られるように、明かに呪術的な要素を持っていたと考えられるからだ。女装した童が、わざわざ菊で顔を隠していたことにも注意したい。時代は下るが、中世において「扇で顔を隠す」ことは、「人ならぬ存在に自分をかえる」という、やはりマ

ジカルな意味合いを持っていたのではないかと論考が提出されている<sup>13</sup>。また、童が洲浜の添え物だったとするならば、彼はその洲浜と同じく鑑賞されるべきものであつただろう。それならばいっその顔を見せた方がよいのではないか。たとえば、大人が面をつけて舞う舞でも、童は面をつけずに顔を出して舞うのだ<sup>14</sup>。それにこの菊合には、殿上童の装束に対する言及が、女装させたということ以上にはなされていない。これに対して、のちの歌合では、ことまかに童の服装について記される<sup>15</sup>。甚だ恣意的ではあるが、以上をまとめてみると、この九世紀末の菊合の殿上童には、相撲童の呪術的な性格を受け継ぎつつ、のちの歌合の鑑賞用としての童の性格も持っている、過渡的な状態にあつたといえようか。

さて、十世紀初めの延喜あるいは延長長年間に、やはり相撲に関わって、のちに「迦陵頻」となつて童舞の双壁となる「胡蝶」が新作された。

此曲(胡蝶)、延喜六年八月、太上法皇童相撲御覽時、所造也。一説二ハ、前裁合二山城守藤原忠房朝臣作<sup>レ</sup>之。其後天下ノ貴賤賞習云々。(日本思想大系『古代中世芸術論』所収『教訓抄』巻第五)

延長六年閏七月六日、中六条院にて童相撲の事ありけり。甘番はて、舞を奏す。(中略)次新作の胡蝶楽を奏しけり。其曲、笛は忠房朝臣、舞は式部卿親王<sup>ノ</sup>作たまひける。(大系『古今著聞集』巻第十相撲強力第十五、三七一)

『教訓抄』に、「其後天下ノ貴賤賞習云々」とあり、この頃には童舞が一般化していたことが伺える。

さらに『新儀式』によって、十世紀半ばには、上皇の算賀におい

て童舞が舞われることが定例化していたこともわかる。

天皇奉賀上皇御算事。

(前略) 前二箇月。定調楽所行事人。(中略) 并可献舞童人々。  
(以親王公卿弁官若 近国受領有息子宛之。或童親王別有勅舞  
之。)(中略) 此間大臣依召参上着座。次皇太子参上。次殿上親  
王公卿等参上着座。(献舞童王卿雖非昇殿者預此座。) 次賜酒肴。  
次発音声。舞童進矣。御厨子所供御肴。舞訖。舞童給祿有差。  
〔納言已上子。綾紫色小褂。参議已下子。絹紫色子褂。親王若  
在舞童之中。舞了即召殿上。或其師別給祿。又或納言已上子有  
召候殿上。又楽所行事衆人等給祿。〕(後略) (『新儀式』第四臨  
時上、『群書類従』による)

上皇だけではなく、一般の算賀でも童舞が舞われたことを記す史  
料、文学作品は多い。子どもこれから育っていくという生命力に  
よって、被算賀者のより長い命を寿ぐという目的があったかと思わ  
れる。

同じ十世紀半ばの村上朝には、法会における供花を、菩薩の舞人  
と、迦陵頻の舞童が行うことが通例となっていたらしい。

長秋御譜云、先吹調子、吹十天楽之間、鳥舞童六人取花瓶置、  
菩薩十人取花供大蛇等各兩行舞台之上供仏前、還時先鳥童退着  
舞台一草塾、次吹道行之間菩薩行還立云々<sup>16</sup>

「長秋卿」とは源博雅のことであり、よって村上朝のことである  
のがわかる。この頃にはいよいよ童舞が宮廷行事に浸透しているこ  
とが伺える。『源氏物語』胡蝶巻では、供花を行うのが、菩薩と迦  
陵頻ではなく、胡蝶と迦陵頻に置き換えられ、童だけになっている  
のも興味深い。

十世紀後半円融朝には、五節の童女御覧が始まる。

今日召童女御覧、村上御時以往無此事、円融院御時初有此事、  
其後自為也、

(『権記』長保元年十一月二十四日条)

童女御覧の創始が円融朝であることを確認できる史料は、このほ  
かには見つけられないが、たとえば『内裏式』中、「十一月新嘗会式」  
の項には、童女御覧に関する記述が見えない。

座定奏大歌舞五節。(或於殿上舞不搦舞台) 其五節妓一行下自  
西階。乘両面敷上南行昇台。導引姫四人以上兩行在前。到舞台  
階下東西分座。(掃部寮預設草塾於階東西頭。) 舞訖小斎参議及  
非参議三位以上。及在西堂小斎五位以上先避座下階立。

童女御覧とは、まさに童を鑑賞する行事であり、より容姿の整つ  
た童を豪華な衣装とともに差し出すことが、彼女らを用意した家の  
誉れであっただろう。ここにはつきりと、童のステータスシンボル  
化がみとれる。

『小右記』寛和元年(九八五)二月二十三日条には、次のような記  
述が見える。

伝聞、昨日僧正寛朝参観音院乗唐車、前駆法師童其数々多、皆  
着綾羅云々、天下之人尤所驚奇、  
豪華な衣装を着せられた「童」が、「天下之人」の耳目を驚かせ  
ているのだ。

『公卿補任』長徳二年(九九六)条の左大臣道長の尻付には、「八  
月九日辞大將、以童六人、為隨身」とある。普通は成人男性がつと  
める隨身を、童がつとめたというのだ。長徳二年といえは、内大臣  
伊周らの左遷があった年である。名実ともに最高権力者となった道

長が、あえて「童」を隨身としたのだということになる。  
また、『小右記』長和二年（一〇一三）四月十九日条には、次のような記述がみえる。

頭弁朝経来伝勅、襖前驅并祭諸使従者廿人・童六人、不可過此  
数、可禁着織物、童装束不可着二襲

わざわざ禁じられるということは、それだけ童の装束の豪華さが目立っていたのであろう。だが、同二十四日条に「過差之甚、万倍例年、（中略）不耽天地歟」とあり、禁制はまるで守られなかった。勅に逆らっても、童を飾りたて、自身の財力を誇示したがって、貴族たちの姿が見てとれる。

ところで、同日条に「過差人々」として列挙されているところをみると、童を十人連れていた人物として、左少将忠経、東宮権亮道雅がいる。どうやら、童を大勢連れていけばいいほど、その人物の地位を誇示することになったらしい。

『うつほ物語』国譲下巻には「御車副は（中略）厨の人の子なるを、丈等しく、かたちあるを選びて」とある。『源氏物語』濡標巻にも、源氏の童隨身について「丈姿ととのひ」とあり、この条に『孟津抄』は「童隨身おなじせいでけなり」との注を施している。こうした児童には、同じ身長であることが求められたことがわかる。「天徳内裏歌合」に、「童四人、（中略）丈のほど、髪の長さ、よくととのひてかたほならず」とあるのも、同じことであらう。童舞においても、一緒に舞う童は、同じ身長であることが要求される<sup>17)</sup>。

ここで、子どもは成長が早いいため、同じ身長で、しかも容姿の整った童を常時複数、それもなるべく大勢揃えておくのは、同じ人数の大人を揃えることより数段困難なことであつたらう。手に入れ

にくいものほど、ステータスシンボルとしての価値があることは、見やすい論理である。

もともと童たちは、その神性、生命力を期待されたり、未来の一門の繁栄を担うため、といったさまざまな理由で、宮廷行事へ参加させられ始めた。そのうちに、『内裏式』の時代から見られた身長へのこだわりから、童の価値が上昇した。その結果、童は本来求められていた性格を捨象され、ステータスシンボルの側面を際立たせていった、という流れが見られるのではないだろうか。

一節でみた六条院の鑑賞される童たちは、ステータスシンボルとして、六条院の栄華を盛り立てる存在だったのである。末摘花や玉鬘が童を揃えなければならなかったのは、すぐれた童を持つことが、源氏の庇護下にある女性として最低限保たなければならない地位を保証するものだったからなのだ。そして、『源氏物語』が鑑賞される童をステータスシンボルとして描くことは、時代に見合ったものであつたといえるだろう。

注(1) 加藤理氏『ちこ』と「わらは」の生活史（慶応通信、一九九四年）

二二七頁。

(2) 松見正一氏「平安宮廷行事における「童」―童相撲と童舞をめぐって」

『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊四号 一九九六年三月

(3) 中村義雄氏『王朝の風俗と文学』塙選書 一九九一年

なお、これに関して、田邊玲子氏が「四尺五寸」という数字の由来は『三代実録』にあり、後代に至っては、元服に身長の制限はなかったのではないかと、とする意見を提出されている（『源氏物語の「思春期」』『国文学』平成八年二月）。だがここで、問題にしているのは、『内裏式』で

あるので、田邊氏の説とは抵触しないと考える。

(4) 池田昭氏の「柳田学にみる子ども観」(『民族に観る子どもの諸相』近代文芸社、一九九三年)にまとめられている。

(5) 大藤ゆき氏『見やらひ』(岩崎美術社、一九六八年)など。

(6) 黒田日出男氏の『姿としくさの中世史』(平凡社、一九八六年)、『絵巻 子どもの登場』(河出書房新社、一九八九年)など。

(7) 注(1)前掲書、一九五頁

(8) 『中右記』寛治六年八月十三日条には「相撲童三人、此中太郎丸、形容頗美、勝二人」とあり、中世にいたっては、童相撲の目的も、童の鑑賞へと傾いていることがうかがえる。

(9) 萩谷朴氏『平安朝歌合大成』一「同朋舎」一九五七年

(10) 『平安時代史事典』「占手」の項(角田文衛氏執筆)には「相撲節会において二〇番、一七番の取組がある場合、一番に、即ち垂髪・総角・最手等の前に取組をする童。また相撲で最手に次ぐ者、即ち最手脇をいい、現在の関脇の意味に近い。転じて歌合の際、最初の組み合わせをいう。」とある。占手には、「一番に相撲をとる童」と「最手脇」の二つの意味があることがわかる。当歌合では、一番の歌が「占手」といわれており、前者の意味で使われていると思われる。よって、後者の意味をあらわす「最手に対する占手」という言い方は当たらないと考える。

(11) 注(9)前掲書、「二〇」延喜十三年(九一三)三月十三日亭子院歌合

では、「左は歌誦員さしの童れいの赤色に薄蘇芳綾の表袴、右には青色に萌黄の綾の表袴」「右の洲浜は牛時に奉る。おほきなる童四人、角髪結び絲鞋はきて昇けり」とある。洲浜を運んだ童は角髪であることから、男子のようだ。

「二八」延喜廿一年(九二二)〔五月〕京極御息所褒子歌合では、「女童をなむ歌いだすひとには左三人右三人したりける」とある。

そして、後の歌合の規範となり、『源氏物語』絵合巻の準拠とされる

「五五」天徳四年(九六〇)三月卅日内裏歌合」では、打敷を取り、洲浜を昇くのはすべて女童であった。また、たとえば、「また童四人、洲浜を昇きてまゐる。装束は、青色に柳襲、丈のほど、髪の長さ、よくととのひてかたはならず」「童、(中略)装束、赤色に桜襲なるべし。されど、見えねば、かひなし」などあり、彼らは明らかに鑑賞されるという役割を持っている。

(12) 立石和弘氏「女にて見奉らまほし」考」『国学院雑誌』一九九一年十二月

(13) 網野義彦氏「扇の骨の間から見ること」『異形の王権』平凡社一九八六年

(14) たとえば納蘇利。「小野宮右大臣童にておはしけるが、天冠をして、納蘇利を仕まつり給けり」(大系『古今著聞集』巻第六管絃歌舞第七二四二)

「納蘇利 別装束舞 有面二様(群青色 緑青色)」(日本思想大系『古代中世芸術論』所収『教訓抄』巻第五)

子どもは面をつけず、天冠だけをつけて舞ったことがわかる。

(15) 注(11)参照

(16) 小野功竜氏「伝供少考」『龍谷史壇』一九六九年十二月所引

(17) 土谷恵氏「慈緑の童舞」『季刊 文学』一九九五年十月

#### 付記

この度は研究室の御好意に甘えて、何かと我俣を通させて頂いた。小山さんの遺稿掲載もその一つである。卒業論文の要の部分は既に『国文目白』過年度号に掲載させて頂いたので、これはその草稿の一部とも言うべき一九九七年度卒論ゼミ中間報告最終日の部分である。小山さんはその後、東大大学院の博士課程まで進み、研究者の道を歩きながら都立高校の専任教員となって仆れた。痛恨の思いやる方無い。完璧主義の彼女には、要求度の高い昨今の教員生活は辛かったであろうに、それを側

面から精神的に支えきれなかった自分の無知無能が悔やまれると共に、  
 今更ながら少壮研究者としての彼女に周囲の期待の高かったことを改めて  
 痛感する毎日である。「未熟な若書きを」と顔をしかめる小山さんを  
 想像しながらあえて掲載をお願いした次第である。研究室の御配慮に謝  
 しつつせめてもの弔表としたい。

二〇〇九・二一 後藤記

受贈雑誌(五)

国文論叢	神戸大学文学部国語国文学会
国文論藻	京都女子大学国文学会
古代研究	早稲田古代研究会
語文	大阪大学国語国文学会
語文	日本大学国文学会
語文研究	九州大学国語国文学会
語文と教育	鳴門教育大学国語教育学会
駒沢国文	駒沢大学文学部国文学研究室
佐賀大國文	佐賀大学教育学部国語国文学会
相模国文	相模女子大國文研究会
滋賀大國文	滋賀大國文会
実践国文学	実践国文学会
斯道文庫論集	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
十文字国文	十文字学園女子短期大学国語国文学会
城西国際大学日本研究センター	城西国際大学日本研究センター
紀要	
上智大学国文学科紀要	上智大学文学部国文学科
上智大学国文学論集	上智大学国文学会